

電力広域的運営推進機関 業務規程変更 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>第6章 系統アクセス</p> <p>(事前相談及び接続検討の申込みの受付)</p> <p>第40条 本機関は、特定発電設備等系統連系希望者から求められたときは、事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、特定発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。</p>	<p>第6章 系統アクセス</p> <p>(事前相談及び接続検討の申込みの受付)</p> <p>第40条 本機関は、特定発電設備等系統連系希望者から求められたときは、事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、<u>今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)</u>を通知し、特定発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。<u>延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</u></p>